

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月7日
【中間会計期間】	第56期中（自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日）
【会社名】	株式会社文教堂
【英訳名】	BUNKYODO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋崎 富士雄
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本3丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員財務・経理担当 浅野 雅雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本3丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員財務・経理担当 浅野 雅雄
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区茅場町1丁目4番9号)

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年5月26日に提出いたしました第56期中（自平成17年9月1日 至平成18年2月28日）の半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

独立監査人の中間監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 5月26日

株式会社 文 教 堂
取締役 会 御 中

中 央 青 山 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 平 野 洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂の平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成17年9月1日から平成18年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂の平成18年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年9月1日から平成18年2月28日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表策の基本となる有用な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用して中間財務諸表を作成している。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社が所有・賃貸する一部の不動産に関し、当初の賃貸契約に基づく賃貸期間を短縮することについて賃貸先との間で基本合意がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 5月26日

株式会社文教堂
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 平野 洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂の平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成17年9月1日から平成18年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂の平成18年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年9月1日から平成18年2月28日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表策の基本となる有用な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用して中間財務諸表を作成している。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社が所有・賃貸する一部の不動産に関し、当初の賃貸契約に基づく賃貸期間を短縮することについて賃貸先との間で基本合意がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年5月26日

株式会社文教堂
取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 平野 洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂の平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成17年9月1日から平成18年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂の平成18年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年9月1日から平成18年2月28日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表策の基本となる有用な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用して中間財務諸表を作成している。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社が所有・賃貸する一部の不動産に関し、当初の賃貸契約に基づく賃貸期間を短縮することについて賃貸先との間で基本合意がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。